

一般社団法人ダム工学会定款（案）

一般社団法人ダム工学会定款（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 当法人は、一般社団法人ダム工学会と称する。

（目的）

第2条 当法人は、会員相互の交流と協力ならびに国内・国外の関連学協会および研究機構等との連携によって、ダム工学研究の向上発達と研究成果の社会へのすみやかな還元をはかることを目的とする。

② 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

1. ダム工学に関する研究調査
2. ダム工学に関する学術講演会、研究会、シンポジウム、講習会、現地見学会等の開催
3. ダム工学に関する国際的学術交流
4. 機関誌の刊行
5. ダム工学に関する国内外の研究活動、会議等に関する情報の収集と伝達
6. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（主たる事務所の所在地）

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都港区麻布台二丁目4番5号メソニック39MTビル7F財団法人ダム技術センター内に置く。

（定義）

第4条 本定款上の総会、会員、入会、会費との規定は、順に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）等に規定する、社員総会、社員、入社、社費とする。

- ② 第6条に規定する正会員、シニア会員及び学生会員をもって、法人法に規定する社員とする。
③ 第9条に規定する「会員名簿」をもって、法人法に規定する社員名簿とする。

（機関）

第5条 当法人は、当法人の機関として総会及び理事以外に理事会及び監事、その他評議員会、顧問、委員会、研究部会を置く。

第2章 会員及び賛助会員

（会員及び賛助会員の資格）

第6条 当法人は、次の会員で構成する。

1. 正会員
 2. シニア会員
 3. 学生会員
 4. 賛助会員
- ② 正会員は、当法人の目的に賛同する個人とする。
③ シニア会員は、当法人の目的に賛同する60歳以上の個人とする。
④ 学生会員は、当法人の目的に賛同する学生とする。
⑤ 賛助会員は、当法人の目的事業を賛助する個人並びに法人又はその他の団体とする。

(入会およびシニア会員への変更)

- 第7条 当法人の成立後正会員、学生会員又は賛助会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。
- ② 当法人のシニア会員となるには、正会員が当法人所定の会員情報変更届により変更の申込をしなければならない。

(経費の支払義務)

- 第8条 正会員、シニア会員、学生会員及び賛助会員は、別途定める細則により、会費を支払わなければならない。
- ② 前項の規定により当法人に支払われた会費は、理由を問わず返還しないものとする。

(会員名簿)

- 第9条 当法人は、正会員、シニア会員、学生会員及び賛助会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- ② 当法人の正会員、シニア会員、学生会員又は賛助会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は正会員、シニア会員、学生会員又は賛助会員が当法人に通知した居所にあって行うものとする。

(退会)

- 第10条 正会員、シニア会員、学生会員又は賛助会員は、次に掲げる事由によって退会する。
1. 各会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、当法人所定の退会届により1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
 2. 死亡又は解散
 3. 法人法上の総会員の同意
 4. 除名
- ② 正会員、シニア会員、学生会員又は賛助会員の除名は、次に掲げる事由により、総会の決議によってすることができる。
1. 会費を2年以上滞納したとき
 2. 当法人の名誉を傷つけ又は当法人の目的に反する行為があったとき
 3. その他の正当な事由があるとき

第3章 総会

(構成)

- 第11条 総会は、全ての会員をもって構成する。

(権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
1. 入会の基準並びに入会金及び会費の額
 2. 会員の除名
 3. 理事及び監事の選任又は解任
 4. 理事及び監事の報酬等の額
 5. 計算書類等の承認
 6. 定款の変更
 7. 解散及び残余財産の処分
 8. その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

- 第13条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

- ② 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。
- ③ 総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、会員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(議決権の数)

第15条 正会員、シニア会員及び学生会員は、各 1 個の議決権を有する。賛助会員は議決権を有さない。

(決議の方法)

第16条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の 3 分の 1 を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 会員は、当法人の会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第18条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、27名以内とする。

(理事の資格)

第20条 当法人の理事は、当法人の第 6 条に定める正会員又はシニア会員の中から選任する。

(監事の員数)

第21条 当法人の監事の員数は、2名以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第22条 当法人の理事及び監事の選任は、評議員会の推薦により、総会において総会員の議決権の 3 分の 1 を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事等)

第23条 当法人に会長 1 名、副会長 6 名以内を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- ② 会長及び副会長は、法人法上の代表理事とする。
- ③ 会長は、当法人を代表し会務を総理する。
- ④ 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、会長たる理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事及び監事の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事には、報酬等は支払わないものとする。

第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- ② 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(運営)

第30条 理事会は、総会の決定した基本方針及び評議員会の審議決定に基づき、本会の運営を推進する。

(招集)

第31条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第32条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は、出席者とみなす。
② 理事会の議事は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(理事会の決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第36条 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 評議員会等

(評議員)

第38条 当法人には、評議員を置く。評議員の定数は40名以内とする。
② 評議員は第6条に定める正会員及びシニア会員の中から別途定める細則により選出する。
③ 評議員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
④ 評議員は、評議員会を構成し、本会事業の遂行に関して会長に助言する。

(評議員会)

第39条 評議員会は、会長・副会長及び評議員によって構成され、本会の基本方針の策定及び運営に必要な事項を審議する。
② 評議員会は、会長又は評議員の3分の1以上が必要と認めたときを開くことができる。
③ 評議員会の議長は、評議員の互選により定めるものとする。
④ 評議員会の成立には、評議員現在数の過半数の出席を必要とする。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示したものは、出席者とみなす。
⑤ 評議員会の議事は、出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(顧問)

第40条 当法人には、顧問を置くことができる。
② 顧問は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
③ 顧問の任期は、選出された日から次の改選期までとする。但し、再任を妨げない。
④ 顧問の改選は2年毎に行う。
⑤ 顧問は、事業の執行に関し会長の諮問に応じ、また自ら意見を述べることができる。

(委員会)

第41条 当法人には、その運営等のため理事会の議決を経て、各種の委員会を設けることができる。委員会の委員は会長がこれを委嘱する。

(研究部会)

第42条 当法人には、その目的達成のため理事会の議決を経て、研究部会を設けることができる。研究部会の運営に関しては別に定めるところによる。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- ② 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(計算書類等の総会への提出等)

第45条 代表理事は、毎事業年度、監事の監査を受け、かつ理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第46条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時総会の日の2週間前から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第47条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第8章 解散及び清算

(解散の事由)

第48条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 総会の決議
2. 会員が欠けたこと
3. 合併（合併により当法人が消滅する場合）
4. 破産手続開始の決定
5. 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、国庫に帰属する。

第9章 公告の方法

(公告方法)

第50条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- ② 当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

第10章 附 則

(設立時会員の氏名及び住所)

第51条 当法人の設立時会員の氏名及び住所は、次のとおりである。

【会員・住所】

【会員・住所】

【会員・住所】

•

•

(理事全員)

(設立時役員)

第52条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事

設立時監事

設立時代表理事

(会長)

設立時代表理事

(副会長)

設立時代表理事

(副会長)

設立時代表理事

(副会長)

設立時代表理事

(副会長)

設立時代表理事

(副会長)

(最初の事業年度)

第53条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第54条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人ダム工学会を設立するため、この定款を作成し、設立時会員が次に署名（又は記名）押印する。

平成 年 月 日

設立時会員 【会員・氏名】 (印)

設立時会員 【会員・氏名】 (印)

設立時会員 【会員・氏名】 (印)

•

•

(理事全員)